

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

平成30年11月5日 午後1時27分 開 議

出席委員

委員長	田谷文子
副委員長	設楽健夫
委員	古橋智樹
委員	岡崎勉
委員	久松公生

欠席委員

なし

出席説明者

教 育 長	大山隆雄
市民部長	田崎清
保健福祉部長	寺田茂孝
教育部長	辻和徳
市民協働課長	中泉栄一
子ども家庭課長	大久保昌明
学校教育課長	加藤洋一
生涯学習課長	仲澤勤
学校教育課長補佐	磯山健史

出席書記名

議会事務局 檜山宏美

議 事 日 程

平成30年11月5日（月曜日）午後 1時27分 開 議

1. 開 会
2. 教育長あいさつ
3. 事 件
 - (1) かすみがうら市第3次男女共同参画計画（案）について
 - (2) 千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会について
 - (3) 霞ヶ浦中学校スクールバス運行基準の一部見直しについて
 - (4) 放課後児童クラブの所管部署について
 - (5) その他
4. 閉 会

開 議 午後 1時27分

○田谷文子委員長

皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日の日程に入ります前に、本日、教育長がご出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思えます。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

こんにちは。本日はご多忙の中、文教厚生委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

今回は、一つ、かすみがうら市第3次男女共同参画計画（案）について、一つ、千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会について、一つ、霞ヶ浦中学校スクールバス運行基準の一部見直しについて、一つ、放課後児童クラブの所管部署についての4件についてご提案と御説明をさせていただこうとお願いしております。

委員の皆様には、今後の行政執行へのご助言も含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名します。議会事務局、檜山係長を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりでございます。

なお、本日の事件に関する資料につきましては、お手元のタブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、かすみがうら市第3次男女共同参画計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

着座にて説明をさせていただきます。

皆さん、こんにちは。ご苦勞さまです。

市民部におきましては、少子高齢化が加速する中、次世代の育成と働き手の確保は社会全体で取り組まなければならない最重要課題と考えております。こうした社会情勢に柔軟にかつ的確に対応し、豊かな地域社会を構築するため、今回のかすみがうら市第3次男女共同参画計画をつくるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、説明をさせていただきたいと思います。

今回の委員会は、ほかに3件事項もあるということでございましたので、事前に資料を配布させていただいております。既にお目通しいただいているものと思いますので、概要のみの説明とさせていただきます。後ほどご意見をいただければと思います。

なお、本日いただいたご意見につきましては、計画のほうに反映させていただきたいと考えております。

まず、この男女共同参画計画策定の目的でございますけれども、資料3ページをごらんいただければと思います。

（1）の改定の目的、1行目の最後のところから読ませていただきます。

市の基本目標の一つとして掲げた「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を目指していくためには「男女が平等な立場で共にいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現」が重点事項の一つであると考え、平成20年に「男女（ひととひと）共に生き ふれあい育む豊かなまちをめざして」を基本理念とした男女共同参画計画を、さらに5年後の平成25年に第2次計画を策定し推進してまいりましたとあります。そして、第2次計画から5年が経過して、今回第3次計画の策定ということになります。

資料6ページの（5）計画の位置づけの下の図をごらんいただければと思います。

今回の第3次計画は、第1次計画、第2次計画の際の従来男女共同参画社会基本法に加えまして、新たに配偶者暴力防止法と女性活躍推進法に準拠したものでございます。また、平成29年度に策定いたしました市の第2次総合計画に整合した計画となっております。

平成28年度に実施をいたしました市民意識調査の結果も踏まえ、また、議会の古橋議員を初め市民の皆さんで構成される男女共同参画推進委員会にご意見をいただきながら、市役所内の各担当部署とも何度も協議調整し、本市の実態を考慮した実効性のある実施計画的な要素の強い計画として策定しております。それは計画の表記方法にもあらわれております。

具体的には、今回の第3次計画と前回の第2次計画の違いとなりますけれども、資料15ページをごらんいただければと思います。

ここに「施策1、市民の意識啓発」とございますけれども、第2次計画では、この基本施策ごとに大きくくりで現状と課題、施策の方向を表記しておりましたが、第3次計画では、資料16ページをごらんいただければと思います。

施策の方向性「1、世代やターゲットに応じた意識改革のための講座等の開講」とございまして、さらに1つ下げたところに事業項目1「男性参加の料理教室・介護教室等の開催」のところで、この部分で現状と課題、今後の取り組み、事業の実施担当課というように具体的なかつ詳細な表記に変更させていただいております。こうすることによりまして、実際に各事務事業に当たる各担当部署が目標意識と責任を持って事業を推進していくことができるようになることを期待しているところでございます。

計画の内容につきましては、また戻っていただきまして、資料13ページからとなります。

まず、(1)の基本理念につきましては、第2次計画同様、県の一番新しい計画、これは第3次計画となりますけれども、同じものでございます。

また、(2)重点項目につきましては、国・県の計画や市民意識調査の結果を勘案しまして、そこに書いてある3つの星印の部分とさせていただいております。

続きまして、資料14ページ、(3)施策の体系につきましては、構成としまして、計画策定のもととなる国の現行計画、第4次計画と市の今までの計画、第2次計画を比較いたしまして、市の計画が国の提示した内容を網羅できているかを検証しております。その結果、何項目か要素として足りていない結果となり、第3次計画の体系は、その不足要素をできるだけカバーすること、そして、先ほどお話いたしました配偶者暴力防止計画と女性活躍計画を包含することを意識して作成しております。そのほか、体系を作成していく中で、施策の組みかえも行っております。

資料15ページからが、市が取り組む施策の具体的な内容となります。

施策の方向性の青い表の部分につきましては、庁内各課の係長級で構成されております検討会で一つ一つ内容について検証してもらい、その後、各部長で構成されております推進会議にもかけて作成したものでございまして、去る10月31日の市民の方で構成される第2回推進委員会にも諮ったものでございます。

続きまして、資料15ページから21ページになります。

基本目標1「あらゆる分野における男女共同参画社会の実現をめざした意識づくり」につきましては、その下の15ページのアンケートの結果にもありますように、学校教育や地域活動、法律や制度など、男性のほうに優遇されているという部分じゃない部分もございまして、まだまだ半数以上の方が「男性の方が優遇されている」と感じていることから、男女共同参画の意識づけ、意識改革をあらゆる分野におけると範囲を拡大いたしまして、学校教育、家庭教育、社会教育、生涯学習などといったさまざまな場面での意識改革の取り組みを推進する計画となっております。

次に、資料22ページから26ページになります。

基本目標2「仕事と生活が調和（ワーク・ライフ・バランス）する社会づくり」につきましては、第2次計画の数値目標の1つでございましたワーク・ライフ・バランスという言葉の周知度を上げるため、あえてワーク・ライフ・バランスという言葉を目録のほうに入れさせていただいております。

ここでは、施策1、女性活躍推進計画として位置づけをしております。市民に対し、仕事優先の考え方や働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和についての意識を高めるため、啓発を促進していく内容となっております。

続きまして、資料27ページから30ページになります。

基本目標3「さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らしづくり」につきましては、施策1、あらゆる暴力の根絶につきましては、配偶者暴力防止計画として位置づけをしております、新たな要素として、DV防止に関する内容をうたっております。

そして、施策2、安全な暮らしへの環境整備につきましては、性的マイノリティなど多様な方への配慮という内容となっております、国の計画の内容を反映させたものでございます。

最後に、資料31ページから36ページになります。

基本目標4「だれもが共に参画する活力あるまちづくり」につきましては、第2次計画の子ども、家庭に関する内容を基本目標1に移しております。また、国の推進体制の部分を反映するため、庁内の取り組みなどを追加した内容となっております。

私からの説明は、以上でございます。

○田谷文子委員長

以上で、説明は終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

男女共同参画の国からの白書が出ています。国も相当この点については、重要な取り組みとして取り組んでいます。その中で特に、27ページのところにあらゆる暴力の根絶という記載項目があります。この中で、特に白書の中ではつきり最近に記載するようになってきてはいますが、平成29年度の第8節にはセクシャルハラスメント防止対策の推進で、セクハラ、パワハラに対する記載が、大学とか学校教育に対しては事細かに国の白書にも項目が記載されています。このさまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らしづくりとあります。その施策1、あらゆる暴力の根絶の前提で、やはりセクハラ、パワハラという項目については、きちっと記載していく必要があるのではないかと思います。必ずしも延長上にはならないかもしれませんが、突発的に暴力が発生するということがあります。基本的な意識づけ、教育の中にも、このセクハラ、パワハラに対する取り組みについて、この報告書の中でそういう単語が、私の見たところ書かれていないような気がするのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

DV防止法のお話をされているのですか。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

私は違います。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

資料28ページのところに具体的な内容として、暴力防止についての広報啓発で、今後の取り組み、市独自DV防止の啓発事業に取り組むとなっております、来年度チラシをつくっているところなどに配ったりといったことに取り組みたいです。今年度につきましては、11月17日に生涯学習課と連携をしまして、パープルリボンのクリスマスツリーをつくる予定となっております。そういった形で、地道に身近なところから普及啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

質問に教えてください。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

ちょっと言われている内容が、よくわからないですけども。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

セクシャルハラスメントに関する記載項目が、ないのではないですか。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

ドメスティックバイオレンスにつきましては、あらゆる暴力の根絶ということで、多分、国の計画のほうにも、女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを強化と書いてございます。そういった中で、DV防止についての記載などは国の計画にも、県の計画にも、市の計画にもありますけれども、セクシャルハラスメントに特化した記述というのは、ちょっと市の計画には出ておりませんし、国と県の計画のほうにもちょっと出ているかどうかということは、確認しておりません。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

前に、男女共同参画白書が出ています。例えば、その中の大体8章ぐらいに出てきますけれども、女性に対するあらゆる暴力の根絶という中に、セクシャルハラスメントについては記載があります。これは文科省のほうでも、セクシャルハラスメントに対する指導指針等についても具体的に出されている内容でもあります。その点については、ちょっと検討していただきたい。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

今言われた内容を調査したいと思います。

○田谷文子委員長

調査したいということによろしいですか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

はい。

○田谷文子委員長

それでは、よろしく申し上げます。

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時47分

再 開 午後 1時48分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

次に、千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会についてを議題といたします。

説明を求めます。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

それでは、現在進めておりました千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会が全部で3回開催をさせていただきまして、意見が、その3回でいろいろ出ましたので、その内容を含めまして現在の状況をご説明させていただきます。

詳細につきましては、学校教育課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

それでは、千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会についてご説明いたします。

資料1ページにつきましては、今年度の会議等を時系列で示したもので、主な意見、対応状況となっております。

前回、8月31日に文教厚生委員会で説明をさせていただいておりますので、それ以後の出された意見、また対応についてご説明をしたいと思います。

8月31日の文教厚生委員会の前日に、第2回千代田中学校区統合小学校整備基本計画策定委員会を行っております。その時点については、説明をまだしていないかと思っておりますので、こちらから説明をさせていただきます。

まず、主な意見としましては、1点目、壁面が全面ホワイトボードとして利用できる部屋が欲しいという意見がございました。それにつきましては、図面03、2階の平面図になります。増築する多目的交流スペースの部分の部屋と図書室の仕切りの壁をホワイトボードで計画をしております。

次に2点目、同じ多目的交流スペースになりますが、椅子、机を並べて会議ができるようにしてほしいというご意見がございまして、それを設置するため、多目的交流スペースと図書室の間に倉庫を設けまして、格納できるようにしております。

それから、一番下の雨天時に自転車通学の7年生から9年生が、駐輪場から昇降口まで濡れない対策が必要であるという意見もございました。これにつきましては、図面02、1階の平面図をごらんいただきたいと思っております。右上のところに駐輪場とございますが、体育館の下が駐輪場になってございます。現在はそこからひさしがございまして、この図面で言いますと既存の建物、一番右側のPTA室、地域連携室がございまして、こちらが通用口となっております。そこまで濡れないで来られるよ

うになっております。新しい学校についても濡れない対策を講じてほしいという意見に対しまして、増築する部分の東側に昇降口を設けてございますが、こちら1年生から9年生まで利用するという事に計画をしておりまして、新設でひさしを既存の右側の校舎の前面に設けて濡れないような対応をしたいと考えてございます。

続きまして、9月20日の第5回小中一貫教育推進委員会で出された意見でございます。4点ほどございます。

まず2点目について、ご説明いたします。救急車が保健室の前まで直接寄りつけるようにしてほしいというご意見がございまして、図面02、1階の平面図をごらんいただきたいと思います。増築する校舎の南側に保健室を設けてございますが、そちらの前まで救急車が入ってこられるように、昇降口から校舎に沿って動線を確保してございます。

次に、4点目に書いてございます昇降口側に来賓用の駐車場を確保してほしいというご意見がございました。同じ1階の平面図の昇降口の右側に、来賓用の駐車場として3台確保してございます。

次に、その下の水色の部分でございますが、こちらは市内の小中学校の先生方に図面等を見ていただきまして、意見をいただいた内容でございます。

1点目、特別支援学級には、教室内に手洗いがあつたほうがよいという意見がございました。こちらについては、実際に必要かどうかも含め、今後検討していくということで考えております。

次に、2点目、調理室と被服室については、兼用ではなく別室とするのが望ましいという意見でございます。それにつきましては、同じく1階の平面図、既存校舎の中央になります。家庭科室がございましたが、こちらの部屋の中で調理のエリアと被服のエリアをゾーニングし、検討してございます。

次に、3点目、屋外便所を設置してほしいというご意見でございます。そちらは図面01、配置図になりますが、敷地の南側にありますスクールバスの乗降所の付近に、屋外便所の配置を検討してございます。

次に、10月18日の第6回小中一貫教育推進委員会において出された意見でございます。

3点ほどございますが、3点目の既存校舎前のケヤキの処分についてというご意見でございます。こちら図面02、1階の平面図をごらんいただきたいと思います。

既存校舎と増築する校舎の間の中庭、芝生広場と書いてございますが、こちらのちょうど真ん中に既存のケヤキの木が来る予定でございます。そちらを処分し、伐採をした後、木製のベンチをつくる等再利用するといったことで現在考えてございます。

それから、一番下、10月31日の第3回策定委員会を行ってございます。こちらに意見、それから対応を書いてございませんが、出された意見につきましては、図面02、1階の平面図をごらんいただきたいと思います。

昇降口の西側に大階段がございます。こちら現在の配置では、北側から南側に向かって上がっていく設計になってございますが、これが逆の向きのほうがいいのではないかというご意見がございましたが、こちらは検討させていただくということで、お答えをしております。

それから、既存校舎のほうに、手を洗う場所がもっとあつてもよいのではないかという意見がございまして、こちらも検討させていただくとお答えをしております。

内容については、以上でございます。よろしく申し上げます。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

この中学校統合小学校整備基本計画策定委員会の経過を見ますと、9月20日に市内小中学校の先生方より意見聴取があります。これは各地区の小学校区を含めて、ここに構成される地域の方々の意見交換会は、今まではなされていたのか、あるいは今後なされる計画がありますか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

基本設計前の策定について、地域の皆さんのご意見ということは、特に今のところ設けてございません。皆さんの代表ということで策定委員をお願いしまして、その中で意見をいただいている状況です。

また、今後の予定として、来年度から統合を準備するための準備委員会を設置する予定でございまして、地域の代表の方も委員としてお願いして、意見をいただく予定となっております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

例えば2ページ、図面01、配置図に放課後児童クラブがございます。この基本設計を進めていくに当たっても、この放課後児童クラブの設定をどのようにしていくのかについては、地域の方の意向も相当数あると自分は思います。それで、千代田地区には、新治児童館もございます。そうしますと、学校、家庭、地域全体で子どもたちを育てていく体制、体系をつくり上げていくという一つの機会でもあります。この地域の方々、あるいは学校区、新治児童館をどうするのかということを含めて、地域の方々の意向、考えとか、あるいは実態等の情報といえますか、事情を把握して、設計に入っていくことが必要かと思えます。地域の方々との意見という意味では、そういう面が一つあります。

あともう一つは、この義務教育学校としてスタートしていく形で今進んでいます。その際に、全国の義務教育学校で特色ある、または実際成功している、あるいは研修の対象となっている小学校等を見ると、教育体制の問題が一つ必ず出てきます。これは、少人数学級とか、子どもを育てる体制として、特認校として特に進めるのであれば、そういうところを留意するようなことも、相当数の学校でその内容を検討しています。同時に、特認校制度を設けた場合のメリット、デメリットについても、これは地域の方の意向を含めて、相当検討を加えているという傾向が一つあります。あと特徴的なものとしては、この特認校と義務教育学校を進めるに当たっては、地域の教育力といえますか、地域の誇れる、そして子どもたちに伝えていくべき文化というものについて考慮し、そしてこの義務教育学校、あるいは特認校の学校スタイルの中に、それを取り入れていくようなことが相当数行われています。そういう点についても含めて、やはり先ほどの第一番目の話になりますけれども、地域とか、あるいは小学校区単位とか含めて、情報交換、意見交換は、密に丁寧に進めていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

お答えをさせていただきます。

まず1点といたしまして、放課後児童クラブの件でございまして、これは設楽委員おっしゃ

いますように、地域の方々のご意見、これは聞いていかなければならないと考えてはおります。まだまだ放課後児童クラブの形態等につきましては、詳細な検討はまだ始まっておりませんが、これに関しましては、さまざまなご意見も伺っております。今後、地域の方々とよく協議を行いながら、形を決めるよう進められていくものと考えてございます。

また、統合小学校が今後の進め方にもございますが、先ほど申し上げました準備委員会がこれから設立されますので、その中に地域の方々も委員として入っていただいて、今後のかすみがうら市にふさわしい学校づくりにご意見をいただくよう考えてございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

それでよろしいですか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

はい。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

設楽委員の質問の関連ですけれども、具体的には、この図面に縦覧期間を設けて、現場の小・中学校の先生方も含めて、皆さんにお目通しいただいたほうがいいのではないですか。まとめるのが大変ですか。あとは、PTA代表の皆さんや、先生方全員に見てもらったほうがよろしいのではないですか。また、ケータリングで給食をつくっていますので、そういう現場をわかっている業者の人にも見ってもらってはどうか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君

○学校教育課長（加藤洋一君）

ここの千代田中学校区の先生方は、見ていただいております。見ていただいた意見が、ここに出てきた意見ということでございます。

それから、PTAですが、昨年度の3月に策定いたしました整備基本計画書を教育委員会のホームページに掲載してございまして、保護者の皆さんには、そちらを見ていただき、もし意見があったら出してくださいと周知させていただいております。意見のほうは、特段今のところはございません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

その周知は、もう子どものいる家庭全部に送っているということですか。

先ほどの答弁では、まだそういうことやっていないようにも受け取れかねる答弁でしたので、質問をしました。

それでは、この設計業者は、どちらになりますか。小中一貫校の実績のある設計会社ですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

設計会社は楠山設計という会社でございまして、学校の設計等はやってございますが、小中一貫校

というのは、まだ全国的にちょっと例が少ないということもございまして、小中一貫校の設計はしていないような状況でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

この楠山設計が、どちらをモチーフにして小中一貫校を設計するという打ち合わせはありますか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

策定委員会で現地視察ということで、大洗町の小中一貫校を見てきましたけれども、設計会社も一緒に行っていただきまして、そこを参考にしております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

もともと楠山設計は、一般住宅なのか、事業所や倉庫とかどういう設計の実績が多い会社ですか。どちらの設計会社かちょっと存じないものですから伺います。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

詳細はちょっとわかりませんが、公共事業は結構やっている会社だと思います。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

土木ですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

建築のほうです。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

さかのぼる話になりますけれども、何者で競って、応札された会社でしたか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

一般競争の入札を行いまして、応札された業者数はわかりませんが、五、六者程度だったと思います。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

それでは、一般競争入札ですから、特段提案は見なかったということですね。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

事前には、見てございません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

楠山設計は、どちらの所在ですか。そちらを存じないもので、伺います。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

本社は東京になりますけれども、茨城営業所が土浦市にございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

現場の先生とか給食の関係にも大概網羅したというように解釈しました。

一つ伺いますけれども、小中一貫校になって、体育館は供用すると思います。ちょっと小学生には階段が急かと思えますけれども、そういう安全面とか、これまでの経過の中でどう対応していますか。

○田谷文子委員長

学校教育課長補佐 磯山健史君。

○学校教育課長補佐（磯山健史君）

既存の学校施設の階段について、ご報告させていただきます。

学校の既存の階段の高さにつきましては、体育館の入り口から中の階段、あと、既存の校舎の階段、一応全部調査しまして、一部小学校の基準より若干高い蹴上げの場所がございます。そちらにつきましては、現在、安全な手すりを設けるということで、検討している状況でございます。

以上です。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

関連でよろしいですか。

この楠山設計を何回か傍聴席で聞かせてもらったこともあるけれども、小中一貫校を進めていく上で、例えば放課後児童クラブを学童クラブと言ってみたりもしています。私が危惧するのは、旧霞ヶ浦地区の統合した霞ヶ浦南小学校の増築校舎のときの設計会社です。通常は、校舎建築に柱は外に出さないですよ。それはどういうことかといったら、子どもが廊下とか走ったときに、衝突する可能性があるという意味で出さないです。でも、霞ヶ浦南小学校は、さまざまな問題がありましたけれども、そういう設計上で、どうもなれていないといえますか、学校教育の基本的な設計思想というものから外れていた点が多々見られました。

そういう意味では、今回この楠山設計が、土浦市にあって、土浦市とかつくば市の義務教育学校の

設計に関係していたのかどうかを私報告は受けていませんけれども、ちょっと先ほどの古橋委員の質問と回答からしましても、ちょっと不安な面が少しあります。特に、この楠山設計が、学校教育関係で土浦市、つくば市のどこかでやっていた実績はわかりますか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

県内の実績は、把握してございません。申しわけございません。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

一度、設計担当課としては、そういうところもきちっと視察しておく必要があると思います。必ず設計思想の中に、その学校教育施設の場合には、こういう点に力を入れたとか、文科省のこういう基本方針に従って、こういうふうにしたという内容が必ずあると思います。やはり実績については、把握しておいたほうが良いと思います。その点については、いかがでしょうか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

十分検討させていただきたいと思います。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

それと、霞ヶ浦中学校区の学校統合の中の総括といいますか、検証という点については、加えていく必要があると思います。特に、私がこの間見てきて、2点あります。

1点目、小学校統合の場合については、バス利用になります。今までのPTA組織の活動の基本的な流れは、子どもが住んでいるところから学校までの動きになります。校外指導にしろ、全部そうです。ところが、バス通学になると、その文化がバス停文化に変わっていきます。そうすると、校外指導とか地区委員会の組織体は、当然変わっていきます。その辺については、PTAの人たちとも、今どういう形で、何が今までの霞ヶ浦中学校の統合の中で検討されてきたのかということを検証しながら、あるいはほかの地域のPTA組織も含めて。小学校までの文化からバス停までの文化に変わっていきますから。そこで、お母さん方とかお年寄りの人たちがそこまでの付き添いとか送り迎えになりますね。そこで、の挨拶運動を含めて、バス通学になると挨拶運動ができなくなるとよく言われます。ただ一方で、文化そのものが変わるけれども、親はやはり子どもたちの安全という意味では、バス停に対して必ず向かってきて、そしてそこでいろいろな会話が始まっていきます。やはりこの統合を進めていく上で、バスの路線の問題を含めて、霞ヶ浦地区の総括はしておく必要があるのではないかと、いうことが1つです。

もう一点は、霞ヶ浦地区の統合のときに、やはり学校が荒れる。霞ヶ浦北小学校でもあった。これは霞ヶ浦中学校でもあった。そのときの子どもたちに対する寄り添っていくような指導が必要です。今までは分かれていた子どもたちが一緒になります。そこで例えば、今まで学校の先生が子どもたちに寄り添いながら、バランスをとりながらやっています。けれども、統合という過程の中で、それが崩れていく場面があったのかどうか私はわかりませんが、必ず起きているという点があります。

ちょっとこの建設というところから少し外れるかもしれませんが、同じ統合という意味で、子どもたちの組織、あと統合によって何が変わっていくのかということの把握はソフト面ですけれども、ハードをつくる上での重要な内容を提示してくれています。その点についても、検証して、まだ時間はありますから、丁寧に進めていっていただきたいと思います。

以上2点です。

○田谷文子委員長

今の意見について、いかがでしょうか。

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

さきの霞ヶ浦地区の統合がございますので、十分に検証して、参考にして、よりよいものにしていきたいと思います。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

さきほど、私ケータリングと言ったのですが、統合すれば給食をケータリングしなくなるのでしょうか。給食室は、幾つが一つに集約されるのですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

3つの学校が、一つということで予定をしております。

○田谷文子委員長

久松委員。

○久松公生委員

この基本計画の図面 01、配置図という資料です。ピンクの表示の放課後児童クラブと四角で囲ってあるところは、建物が建つということでいいですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

放課後児童クラブとして、建物が建つということでございます。

○田谷文子委員長

久松委員。

○久松公生委員

その図面がまだ出ていなくて、ただ、ここの場所に建つという認識でいいですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

詳細はまだですが、この辺にということで計画をしております。

○田谷文子委員長

久松委員。

○久松公生委員

それは、開校の平成34年をめどにされるということによろしいでしょうか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

そのとおりでございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

プールの授業は、千代田B&G海洋センターのプールを使用するということでしょうけれども、先ほど小学校の先生方もこの図面ごらんになったということで、その千代田B&G海洋センターのプールまで行く子どもの移動は、大丈夫ですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

千代田B&G海洋センターのプールを使うというのも一つの方法ではあり、まだ千代田B&G海洋センターのプールを使うかどうかわかりませんが、移動については、例えばスクールバスを使うといったことも検討させていただきたいと思います。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

プールの授業時間で、夏場だけ2時間とか長くとるでしょうけれども、それでもやはり移動して、千代田B&G海洋センターのプールの狭い更衣室で着がえたりすると、実質泳げるのが何分かということ、これからですね。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

細かい部分は、これからとなります。

○田谷文子委員長

副委員長と交代します。

[委員長交代]

○設楽健夫副委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

先ほど教育部長がおっしゃっていましたが放課後児童クラブについては、地域の意見を聞くということをお話しされたかと思いますが、例えば地域の意見を聞いたときに、例えば、働いているお母さん方が多いので、この中学校までは送り迎えが大変なので、七会小学校の放課後児童クラブ、あるいは新治児童館をそのまま使いたいという意見が多数であった場合は、この放課後児童クラブはつからないという方向性もあるわけですか。

○設楽健夫副委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

実際に、ただいま田谷委員がおっしゃられたような意見も私も耳にはしております。ここの放課後児童クラブの内容につきましては、保健福祉部のほうが主となって進めていく内容となります。その中で、当然地域の方のそれぞれのご意見、当然送り迎え等がありますから、地域のご意見は伺っていくものと、私のほうで先ほど答えをさせていただきましたけれども、今後、児童館のあり方も含めまして検討されていくものと考えております。

○設楽健夫副委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

やはり、経済的なことを考えますと、今現在のままに関しては、いろいろとマイナスのイメージもあるかと思えます。例えば、七会小学校を他の企業に売却するという場合は、放課後児童クラブが使っている教室というものが、ネックになってくるのではないかと思います。そういう部分を含めて、この問題に関しては、地域の皆さんに丁寧に説明することが大事かと感じていますが、いかがでしょうか。

○設楽健夫副委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

ご意見いただきましたように、地域の方々とよく話をし、協議をいたしまして、進めていくことになると思います。

○設楽健夫副委員長

委員長を戻します。

[委員長交代]

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

開校予定のときには、各学年何人かをもう一度教えていただけますか。60人くらいとか80人とか大体で結構です。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

平成34年度の小学校につきましては、280名から290名程度、中学校が150名程度です。

小学校1年生が38名、2年生が46名、3年生が50名、4年生が60名、5年生が41名、6年生が51名です。中学校1年生が40名、2年生が52名、3年生が54名です。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

先ほど霞ヶ浦地区の総括の話をさせていただきましたけれども、これ開校が平成34年ですか。あと3年後になってくると、スクールバスも検討時期と恐らく重なっていく。

放課後児童クラブ等についてもそうですけれども、霞ヶ浦地区の教育体系として、どういう教育体系にしていくのか。この平成34年度の開校のときに、スクールバスから放課後児童クラブから、全体が検証されて、一番いい姿をどういうふうにしていったらいいのかという時期を迎えると思います。その辺も、この平成34年の開校に向けて、霞ヶ浦地区の動きもよく見て、そして、この義務教育学校ができ上がっていくときに全体の教育体系のスタイルも検証されて、よい方向に向かっていくということまで頭の中に入れて、ぜひ進めていただきたいなと思います。これは要望事項です。

○田谷文子委員長

今の意見、要望に対して、いかがですか。

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

十分検討させていただきたいと思います。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、霞ヶ浦中学校スクールバス運行基準の一部見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行基準の見直しにつきましてご説明をさせていただきます。

こちらの運行基準の一部見直しに当たりましては、前回の霞ヶ浦中学校の保護者及び霞ヶ浦中学校区の小学校6年生の保護者を対象といたしましてアンケート調査を実施させていただきまして、その結果を勘案した上で行ったものでございます。

アンケートの結果内容も含めまして、担当の学校教育課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

それでは、霞ヶ浦中学校スクールバス運行基準の一部見直しについてでございます。

スクールバスにつきましては、中学校の統合によりまして、通学距離、それから通学時間が長くなり、負担がふえることによる旧北中学校の生徒が安全に通学しかつ通学を容易にするために運行することにあわせまして、公平性の観点から、同条件で旧南中学校区も運行をしてございます。また、現行の運行基準において、スクールバスの運行は平成30年度末までに運行基準の見直しを行うこととしていたことから、今般、基準の見直しを行うものでございます。

先ほど部長からもございましたとおり、運行基準の見直しに当たりましては、保護者の意見も参考にしたいということがございまして、バスの運行基準に関するアンケートを実施してございます。

アンケートの内容につきましては、5ページの資料1になります。現在のスクールバスの距離の要件とか乗車時間、それから有料になったらどうするかといった質問をさせていただいております。6ページ以降につきましては、それらの結果でございます。

それでは、1ページに戻っていただきます。

実施期間としましては、7月9日から18日まで実施をしております。対象としておりますのが、霞ヶ浦中学校保護者の方、それから来年度入学をする霞ヶ浦中学校区小学校の6年生の保護者の方にアンケートを実施してございます。回収の状況ですが、482人中319人が回答していただいております。回収率66.2%となっております。

次に、アンケート結果の概要でございます。

まず、①距離要件についてご質問しております。現行は6キロメートル以上がバスに乗れる条件となっております。お答えとして、「現行の基準のまま」と回答した方が全体の78.1%と非常に高い状況でございまして、「7キロメートル」、「8キロメートル」、「9キロメートル」と回答した方が合わせまして5.9%と低い状況でございました。また、「その他」の回答をした方の意見としましては、「3キロメートル」、「4キロメートル」、「5キロメートル」、それから「何キロメートルでも希望により乗せてもよいのではないか」という意見がございました。

②乗車時間についてでございます。現行の基準では30分から40分程度と基準を設けてございます。回答といたしましては「現行の基準のまま」との回答が全体の82.4%と非常に高い状況で、「50分以内」、「1時間以内」と回答した方合わせて4.4%と低い状況でございます。また、「その他」の回答した意見としましては「20分」、それから「30分以内」という意見がございました。

③スクールバスが有料となった場合という質問に対してでございます。「保護者の負担でも利用する」と回答した方が全体の35.4%、「バスを使わずに自転車等で通学をする」という回答が39.2%という状況でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

また、「その他」と回答した方の意見としましては、「有料はあり得ない」、「保護者による送迎」、「有料であっても使う必要のある人は使うので、各家庭に任せる」、「徒歩で通学」といった意見等がございまして、おおむね有料になったらバス以外で通学するという意見が多い状況でございました。

④自己負担の料金ということでございます。「保護者負担でも利用する」と回答した方にお答えをいただいております。「月額1,000円」という回答が全体の33.6%と最も高く、「月額2,000円以下」の割合は68.1%でありまして、自己負担であっても低料金という意見が多い状況でございました。

次に、2、運行基準の見直しの考え方でございます。

これらのアンケートをもとに、1点目、現時点では、引き続き、現行のまま運行することといたします。

2点目、現行ではAからDの4コースで運行しておりますけれども、利用希望者数や分布等、また、アンケートでいただいたご意見を踏まえまして、必要に応じて運行便数、運行コース、あるいはバスの大きさ等、随時見直しを行うこととしたいと考えてございます。

3、霞ヶ浦中学校スクールバスの運行基準の改正ということで、改正前、改正後、太字で示してございますが、今申し上げました見直しの考え方が記載してございます。

それから、5ページ以降が、アンケートの結果となっております。見ていただければと思います。

説明は、以上となります。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

今現在、全生徒のうちスクールバス利用者は何%ですか。できればスクールバス始まったときから、その割合がどう変わっているのかについても教えてください。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

まず、平成 30 年度の状況でございます。生徒数が 362 名に対しまして、利用している方が 88 名でございます。平成 26 年度からスクールバスを運行してございますが、乗っている方はほぼ横ばい、平成 26 年度が 86 名、平成 27 年度が 92 名、平成 28 年度が 97 名、平成 29 年度が 90 名、ほぼ横ばいのような状況でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

せっかくなので、88 名だと何%になりますか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

24.3%でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

国のへき地援助補助金の変化はありませんか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

へき地補助金につきましては、運行から 5 年間ということで、平成 30 年度で終了となります。金額につきましては、小・中学校合わせて 4000 万円ぐらいでして、中学校で約 1000 万円弱が補助金となっております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今現在は、変化はないということですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

補助金は、バス利用者や契約額によっても違ってきますが、制度自体は変わってございません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

続けてほしいとか、国会議員でも団体でもいいですけども、要望とか出ているのか把握していな

いですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

毎年、県のほうから要望書の提出依頼が来るのですが、スクールバスの補助の延長ということで、要望としては上げてございます。ただ、現在のところ5年間ということで、変わりはありません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

その要望は、教育長が要望に署名しているということですか。国に、県が取りまとめている要望書に、誰がその名簿の一員として加わっていますか。

それと、その要望はちゃんと根拠があって、続けてもらわないとやれないというようなものが整理されて出ているのですか。少子化とか高齢化とか含めて、スポット的に学校のスクールバスに関しては措置してもらわないと、終わったら全く困る、延長してもらわないと困りますというような要望なのか、子どもの数が減っても困るということはちゃんと問われているのかどうかを教育委員会として把握されているのか。いかがでしょうか。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

その要望につきましては、申しわけありません、市長会だったか県知事宛だったか、政策経営課で取りまとめをやっている要望でございます。そちらの内容につきましては、当然さまざまな事業を今手がけなければならない状況の中で、財源が大変厳しい状況であるということと、子どもたちの安全面も考慮いたしまして、制度の延長をお願いしたいということで要望してございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

議会で要望に加わる理屈が整っていれば、幾らでもみんな協力してくれると思います。ぜひそういう情報を議会にもご提供ください。また、あとはその内容を確認しないとわからないこともあると思いますので、何かの折に委員会に伝えてください。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

ありがとうございます。今後もう一度その内容も含めまして、また委員会のほうにもご報告をさせていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

資料10ページのその他の意見についてと箇条書きにしてありますけれども、これらに対する検討は、されているのですか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

検討しているところをごさいますて、来年度以降の利用に關しまして、バスの形態ですとか、ルート、コースであるとかは検討させていただきたいと思ひます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

特に中学校のバスの利用者と自転車通学。先ほど比率を出されてはいましたけれども、やはり入学時期になってきますと、必ずそういう質問が多くなってきます。一番多いのは、やはり自転車に対する補助がないのか、今自転車が7万円前後します。そうすると、ひと月バス料金が2,000円相当という話が必要出てくる。あともう一つは、部活をやる子どもとそれ以外の子どもとの差もあります。部活をやる子どもについては、バス通学の生徒であっても、自転車を購入する傾向が非常に強いという話もよく聞きます。あるいは、霞ヶ浦南小学校と霞ヶ浦中学校のバス路線を1つにできないのかという工夫も必要ではないかという意見もこの中には入っています。やはり今回は、この内容で現行どおりとなっていますけれども、今後検討していく内容は十分あると思ひます。ですから、ここにあるその他の意見については、複数の方が同じような意見を言っているもの、あるいは1人の方が言っているもの、いろいろあると思ひますけれども、やはり検討を加えていくながら、現状を変えていくということも含めて、検討していく必要があると思ひます。

○田谷文子委員長

今の意見に対して、いかがでしょうか。

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

十分検討させていただきます。今後、小学校も中学校も児童生徒が少なくなる現状がございしますので、バスの本数ですとか、あとは先ほど委員のほうからございました小学校と中学校が一緒にできないかといったことも検討課題の一つだと思ひますので、十分検討していきたいと思ひます。

○田谷文子委員長

ほかにご質問等は、ございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 2時49分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

次に、放課後児童クラブの所管部署についてを議題といたします。

なお、この議題につきましては、多岐の部署に關連するため、代表して教育委員会から説明を求め

ます。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

それでは、放課後児童クラブの所管部署につきまして、ご説明をさせていただきます。

これまで委員会の中でもございました放課後児童クラブの所管に関しての答弁ございますけれども、今回、近隣自治体の実態がどうなっているのか聞き取り調査をさせていただきますして、今回、土浦市と石岡市の部分につきまして、資料として示させていただきます。

詳細につきましては学校教育課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○田谷文子委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

それでは、放課後児童クラブの所管部署についてご説明させていただきます。

近隣市町村の状況ということで、石岡市と土浦市の状況を聞き取りいたしました。

まず石岡市の状況ですが、担当課といたしましては、教育委員会の生涯学習課で所管をさせていただきます。

業務の移管された時期ですが、平成19年ということでございます。

移管のきっかけとなったものについては、放課後子供プランの開始に合わせて、生涯学習課へ移管されたということでございます。

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施の状況でございますが、石岡市は19の小学校がございまして。そのうち4小学校については、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型として実施しております。残りの15小学校につきましては、放課後児童クラブが公設公営で実施、放課後子供教室を実施していない状況でございます。

教育委員会所管によるメリットといたしましては、学校の空き教室、それから学校敷地内の整備の際に交渉しやすい。それから、学校の対応も教育委員会にあることでスムーズになるということでございます。デメリットとしましては、特にないという回答でございました。

続きまして、土浦市の状況でございます。担当課につきましては、石岡市と同様、生涯学習課で所管しております。

移管された時期ですが、聞いた状況では不明ということございました。ただ、合併のとき、平成18年度になりますが、その時点では生涯学習課が所管をしていたという状況でございます。

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施の状況ですが、市内17小学校のうち5つの小学校におきましては放課後児童クラブ、それから放課後子供教室、こちらを民間委託によりまして、一体型として実施をしている状況です。7つの小学校は、放課後児童クラブが公設公営の実施、放課後子供教室がNPO法人によりまして実施している状況です。残りの5つの小学校につきましては、放課後児童クラブが公設公営で実施、放課後子供教室は実施をしていないという状況でございます。

教育委員会所管によるメリットとしましては、石岡市と同様になりますが、学校の空き教室や学校敷地内に整備の際に交渉しやすい。もう1点、放課後児童クラブと放課後子供教室の運営が同じ課であるため、連携がとりやすいということもございます。デメリットとしましては、特にないという回答でございました。

説明は、以上となります。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

ご質問等は、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

これまでの討議の経過の中でも、保健福祉部も参加してきていると思います。前々回かな、部長のほうでは特に問題なしという回答がございました。教育委員会が出された内容に対応するような保健福祉部の放課後児童クラブの所管部署についての報告文書は、きょうは出されないのですか。

○田谷文子委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

今回提出されましたお手元の書類につきましては、教育委員会と保健福祉部のほうで連携して作成をしておりますので、特に保健福祉部、子ども家庭課のほうから別の資料の提出はございません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

だから、前々から言っているとおり、保健福祉部が県の福祉関係に補助金とか相談しているケースと、放課後子供教室の場合は県の教育委員会のほうですよ。その施設面の補助の条件や制度は、同じですか。

○田谷文子委員長

制度面については、いかがでしょうか。

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

放課後児童クラブにつきましては、県の子ども未来課が所管になりますけれども、事業費の3分の1が国から、3分の1が県から、残り3分の1が自治体の負担となっておりまして、これは子ども・子育て支援制度の交付金の中に入るといふようなことでの補助金の交付率になっています。

放課後子供教室については、生涯学習課です。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、放課後子供教室についての補助率についてご説明いたします。

やはり国が3分の1、県が3分の1、市費で自治体負担が3分の1ということで同率でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そういう補助は、ほぼ同じだと理解しました。けれども、実際のところ運用していて、メリット、デメリットということで説明ありました。例えば、小学校低学年の子どもが、教育委員会が所管していることによって全般的に成績がいいとか、生活態度がいいという差は、調べることができませんでしたか。

○田谷文子委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

放課後児童クラブの関係、県の所管課のほうに確認しましたがけれども、今、委員からのご指摘のような学力の面であるとか、生活面であるとか、その比較対象した評価的なものは判断できないというようなお答えでございました。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

教育長にお尋ねしますがけれども、両隣、石岡市と土浦市は教育委員会でやっていますけれども、うちの市と比べて子どもの生活態度とか成績という面ではどうですか、差はないものですか。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

全体的に大きく異なるということはありません。けれども、やっぱり地域性です。例えば集合住宅が多い地区、それから戸建ての地区が多いところ、あるいは農村部というところで、子どもたちの行動を見ると、差は見られる。地域的に、いい面もあれば、短所になることもあります。特に農村地区においては、素直であるけれども主体性にやや欠けるようなところが、どちらかという都市部における子どもたちの行動を見ると、積極的であるけれども、情緒的にやや安定に欠けるとか、あるいは自分本位であるとか、自己主張が強すぎるということがあって、全体的に見ると、それほど大きな差異はないと受けとめております。

以上です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

あとは、先ほどは補助の面では3分の1ということで、ほぼ同じだという説明がありました。けれども、放課後子供教室と放課後児童クラブの事業計画として、最低限実施しなければならないという回数の違いはありますか。基本的には保健福祉部だと養護という点で、教育指導要領に基づくものではないでしょう。けれども、教育委員会ということで、放課後子供教室の場合は、教育指導要領に準じて、事業計画を何本設置してやらなければならないという差異はあるのですか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

放課後子供教室について、事業の本数とその補助の率との兼ね合いですが、特に制限はなく放課後であったり、週末、土曜日、日曜日実施する場所もございます。ここについて、補助率についての差はございません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

実際の預かる子どもたちに対しての事業として、きょうは何々、あしたは何々というような、毎日

ではないでしょうけれども、事業計画をつくる義務はないのかとお尋ねしました。事業計画の内容、イベントを実施する最低限のノルマという義務はないのかということです。教育指導要領に準じて、教育委員会だからやらなければならないとかありませんか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

特にそういったものはございません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

あとは、名称は同じかもしれませんが、その指導員の給料の条件は、教育委員会と保健福祉部で、時給 900 円前後と同じですか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

放課後子供教室についての現状ですが、現在、かすみがうら市で放課後子供教室をやっているのは、下稲吉中学校と下稲吉東小学校について、下稲吉中学校区三校連支援ボランティアでやっているという状況ですが、その中で、無償でやっているということです。その委託費として、一部事務費は支出していますが、人件費としての支出は現在しておりません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

うちの市としては、今の答弁でいいですけども、全般的に教育委員会が扱うときは、指導員の雇う条件は同じですかという質問です。今の保健福祉部はわかっているから、教育委員会がやる場合は条件が、教員免許は何人中何人置かなければならないという条件はないですか。保育士の資格でいいとか。教育委員会の放課後子供教室でやっても、全員保育士の資格とか、別にそういう免許の条件は、求めないということですか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

放課後子供教室についてですが、資格という部分での要件はございません。補助の上限があるので、その実施回数とか人数によって、その辺の金額が算定されてくるというところはございます。金額の上限ということですが、その金額については、資料が手持ちしておりませんので、申しわけございません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

あと、土浦市はNPO法人でやっているということですが、こちらのNPO法人は、法人として利益はないでしょうけれども、雇われている方々はどういう条件面でやっているとか、委託を受けてどのぐらいの条件面になっているということはわからないですか。

○田谷文子委員長

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

申しわけございません。土浦市のNPO法人の内訳につきましてちょっと把握を……
多分委託だと思いますが、その内容につきまして、把握をしてございません。

○田谷文子委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

補足させていただきます。

土浦市に電話で問い合わせをさせていただきましたので、うちのほうで知っている情報ですと、県に登録をしているNPO法人3団体が実施しているということで、1週間に2回程度実施していると聞いております。その報酬という部分、委託費であるとかについては、申しわけありませんが、確認はとれておりません。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今の久保課長の1週間に2回というのは、子どもの数が少ないとか、週2回だけで子どもを預かることの用は足りるということですか。

○田谷文子委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

聞いた範囲では、あくまでも子供教室に参加する方が希望する方のみということで、週2回程度の開催だと聞いております。

○田谷文子委員長

岡崎委員。

○岡崎 勉委員

これ、まだまだ検討することたくさんあるでしょう。継続、継続といつまでたっても答えが出ないでしょう。今の所管部署で問題なければ、問題はないと思う。問題があって、できないわけではないでしょうから。そういうことも考えれば、今度、委員の人事異動もあるので、新しい委員会でよく審議してもらおう方向で持っていかなければいけないのではないですか。新しい委員が決まれば、委員会で視察もあるし、その中でよく慎重に審議してもらった方がいいのではないかと思いますけれども、そういう考えでいかがですか。

継続というか、申し送りではどうですか。

○田谷文子委員長

私のご意見を申し述べさせて、よろしいでしょうか。

放課後児童クラブを保健福祉部から教育委員会に移管することについて今話し合っていて、何度かこのような会合をさせていただきましたけれども、保健福祉部から教育委員会へ再三にわたりメリット、デメリット等検討してまいりました。文教厚生委員会としては継続して審査をしてまいりましたので、そろそろ方向性を見出したいと私は考えております。

私としましては、さまざまなご意見をいただきましたけれども、明確な判断材料がないことから、

現状のままとする方向でお願いしたいと思っております。

その理由といたしましては、1点目として、現状のままでは教育委員会に移管するため、説明するだけの判断材料がないこと。

2点目として、組織を再編することは市全体を把握して執行部においてそれぞれの条件により行われるということ。

3番目として、学校との連携として、支援員を介して行うため、多少は教育委員会がよいくらいではそう違いがないこと。

4点目として、放課後児童クラブの基本的な考えは、学校終了後の生活の場を与えることであり、所管が変わっても違いはないということ。今現在も学習は、宿題程度は行っているが、学習はしていません。

5点目として、障害のある児童の支援については、子ども未来室や学校、放課後児童クラブで現在の情報を共有して行っていること。

6点目として、子ども未来室は児童だけでなく、幼児から大人までの支援を行っていること。

7点目として、学校の空き教室を使うことは、教育委員会のほうが若干有効利用しやすいが、どちらも現在は対応がとれていること。

8点目として、放課後児童クラブとして利用している児童館のあり方について、今後の検討が必要となってくること。

9点目として、保健福祉部及び教育委員会どちらが所管しても県保健福祉部からの指導で行われること。

その他さまざまな条件を精査する必要があると私は思っていますし、委員長が大変未熟でございまして、この放課後児童クラブの所管部署については、当文教委員会といたしましては、現状のままの方向性でいってほしいと感じているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員の皆様方のご意見を再度お聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

今、田谷委員長の意向の中にも、放課後児童クラブの現状について順調にしているという内容について、そういう議論ではありませんでしたし、今回のこの放課後児童クラブの所管部署についてということで、私も先ほど質問させていただきましたけれども、基本的には教育委員会所管によるデメリットは特にないという記載が保健福祉部との連名で出されています。しかしながら、一方で今までの議論の中でも、さまざまな現場の確認作業というものもさせていただきましたけれども、保健福祉部にとってのこれはメリット、あるいはデメリット、進めていく上での改善項目、あるいはそこで障害になる項目等については、さまざまところでいろいろな話は聞くのですけれども、こういう会議の場所には出てきていないです。

そういうことを含めて、今までの討議を踏まえて、先ほど岡崎委員からもありましたけれども、継続審議として今後も検討を加えていくとしていただきたいと思います。ここで問題なし、現状追認となった場合には、何のために今まで議論してきたのか全くわからない事態になります。岡崎委員の意向どおり、継続審議としてさらに検討を加えていく。

私からの要望としては、保健福祉部の課題と教育委員会に移行した場合、何がメリットになり、何がデメリットになるのかということを含めて整理したものをこの場に提供して、議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○田谷文子委員長

久松委員。

○久松公生委員

今の田谷委員の方向でいいと思います。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

私は、なぜこの教育委員会の所管を検討しようとしたかという、かすみがうら市はもっと人口維持、できればふやしていきたいという目標があるわけです。そういう中では、現状よくやっていると思いますけれども、かすみがうら市はこれだけ共稼ぎの子どもたちにいい環境をやっています、さらにここからよくしようということで、教育委員会がやればもっと可能性があるのではないかとということでやっているわけです。単に一部の財源を合理化しようということではなくて、もっと子どもたちが、かすみがうら市の放課後児童クラブで、より優秀になってもらうような環境にしたいということでやっているわけです。今まで、議論でいろいろ時間を重ねてきましたけれども、まだそういったところに踏み込めていないです。

だから、基本的には継続で、次の委員の皆さんにやってもらう必要があると思います。ですから、それを両部だけの検討ではなくて、一例ですけれども、諮問をするなり、有識者集めてやるとか、客観的にかすみがうら市の共稼ぎの子どもたちの環境を、もっと優秀になってもらうために、いい人間に育ててもらうためにはどうすればいいのかというのは、別にここで終わるわけではなくて、永遠の課題であると思います。

だから、現状でいいという田谷委員長の考え方も一理ありますけれども、かすみがうら市として、もっと魅力あるまちづくりをするには、両隣市のいい部分を参考にしながら、今後もっと調査していく必要があると思います。

○田谷文子委員長

岡崎委員。

○岡崎 勉委員

今、設楽副委員長と古橋委員が言ったように、大分まだ審議することがたくさんあると思うので、我々ではなくて、また違う目で見てもらうように、新しい委員会で議論してもらったほうがいいのではないかと私は思います。

○田谷文子委員長

私の意見を述べさせていただきますと、大変重大な問題で、大きな問題でございます。所管が移行するということになりますと、私、文教厚生委員会委員長といたしましても、責任のあることと考えました。そして、この問題に関しましては、執行部も交えてきちんともう少し煮詰めていただいて、次の文教厚生委員会での継続審議にさせていただくなり、また新しい考えのもとで、こういう問題が持ち上がったときに審議していただくようになるかと思っております。私は委員長として、責任のある所管部署の変更ということでありまして、十分責任が重いと思ひまして、現状のままの方向性をお願いしたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

ですので、新しい委員が決まりましたときに、また2つの所管部署の皆さんと審議してほしいと思います。それまでには、執行部との話し合いもしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

こちら教育委員会と保健福祉部につきましても、今後引き続きましてよりよい方向を迎えますように、いろいろ連携は図ってまいりたいと考えてございます。

○田谷文子委員長

保健福祉部は、いかがでしょうか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

私も基本的には同じですが、教育委員会と連携、協議しまして、よりよい方向に向けた、どのような方向性があるのか模索していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○田谷文子委員長

将来の子どもたちのためによりよい方向性をもって、この所管部署の変更ということにつきましては考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

教育長、いかがでしょうか。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

今、教育部長、保健福祉部長がお話ししましたようなことで、これまでの経緯を十分今後にかかすような方向で受けとめていきたいと思っております。

以上です。

○田谷文子委員長

ありがとうございます。

今までたくさんご意見いただきましたけれども、無駄なご意見ではなかったと思っておりますし、前向きな意見が出していただいたと私は感じております。これから、所管部署につきましては、現状のままとさせていただきます。委員会として調査は継続する形で、教育部長も保健福祉部長もそのような考えで進めていただけるようによろしくお願ひいたしたいと思っております。

ほかに、ご意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の皆様には、退席をお願いいたします。

大変ご苦勞さまでした。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時23分

再 開 午後 3時24分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の文教厚生委員会を散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時24分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 田 谷 文 子